

「雄物川水系河川整備学識者懇談会」規約

第1条（趣旨）

この規約は、「雄物川水系河川整備学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）の設置について必要な事項を定める。

第2条（目的）

この懇談会は、国土交通省東北地方整備局長が作成する「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下「河川整備計画」という）の案について意見を述べるとともに、河川整備計画策定後の各種施策の進捗に関して意見を述べるものとする。また、河川整備計画（大臣管理区間）に基づいて実施される事業のうち、再評価、事後評価の対象事業の評価を行い、東北地方整備局長に対し、意見を述べるものとする。

第3条（組織）

懇談会は、東北地方整備局長が設置する。

- 2 懇談会の委員は、東北地方整備局長が委嘱する。

第4条（座長）

懇談会に座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、懇談会の運営と進行を総括する。
- 3 座長は、副座長を委員の中から指名する。
- 4 座長に事故があった場合には、副座長がその職務を代行する。

第5条（懇談会）

懇談会は、座長が招集する。

- 2 懇談会委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
- 3 懇談会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。

第6条（公開）

懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

第7条（事務局）

懇談会の事務局は、東北地方整備局湯沢河川国道事務所及び秋田河川国道事務所に置く。

第8条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附則（施行期日）

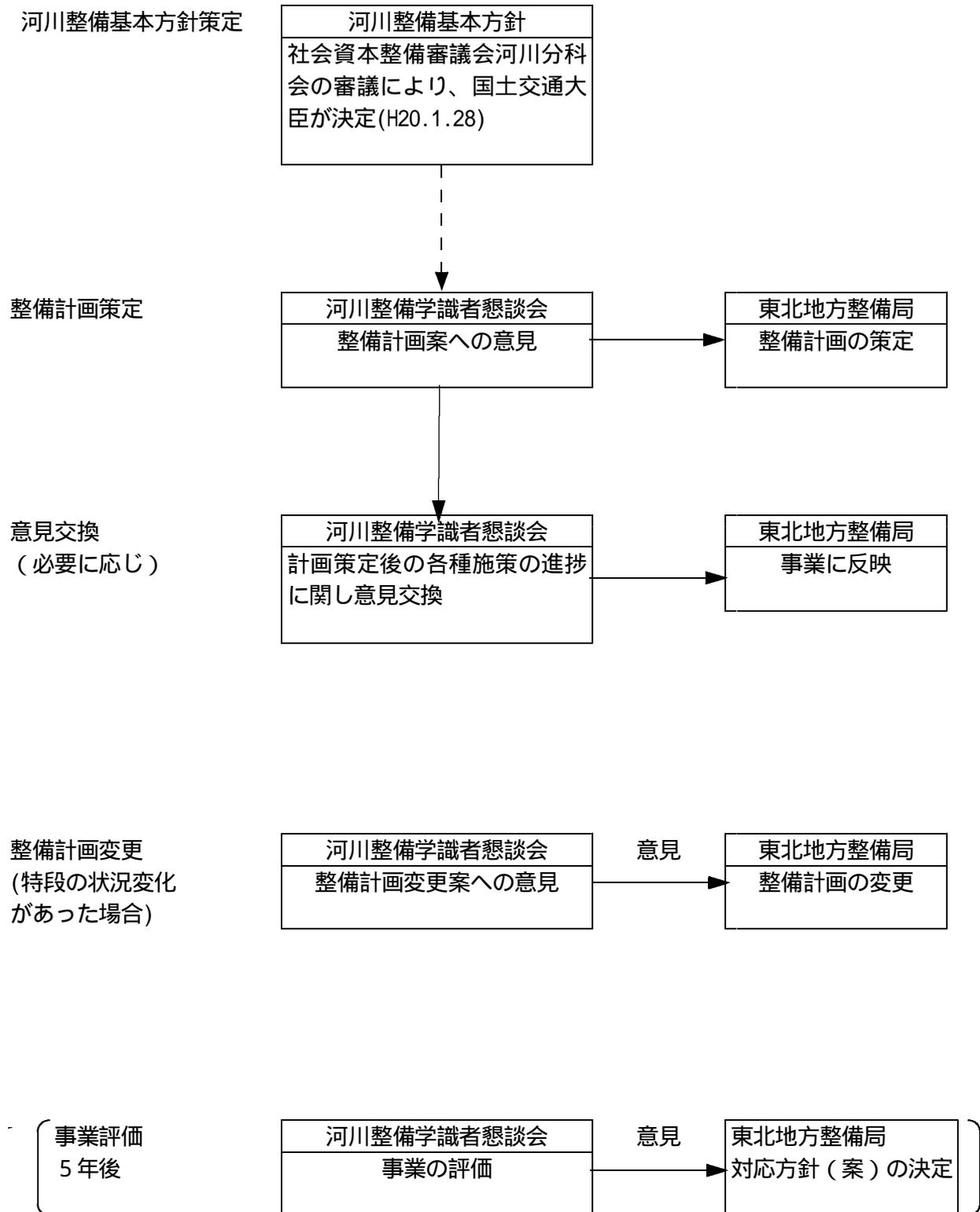
この規約は、平成20年 2月19日より施行する。

「雄物川水系河川整備学識者懇談会」委員名簿

	氏 名	所 属
	1 . ^{いのうえ} 井 上 ^{まさかね} 正 鉄	秋田大学 教育文化学部 教 授
	2 . ^{おがさわら} 小笠原 ^{こう} 嵩	秋田大学 名誉教授
副座長	3 . ^{きむら} 木 村 ^{かずひろ} 一 裕	秋田大学 工学資源学部 教 授
	4 . ^{くりばやし} 栗 林 ^{つぐみ} 次 美	大仙市長
	5 . ^{ささき} 佐々木 ^{てつお} 哲 男	東成瀬村長
	6 . ^{さたけ} 佐 竹 ^{のりひさ} 敬 久	秋田市長
	7 . ^{さとう} 佐 藤 ^{さとる} 悟	秋田工業高等専門学校 環境都市工学科 准 教 授
	8 . ^{さとう} 佐 藤 ^{てるお} 照 男	秋田県立大学 生物資源科学部 教 授
	9 . ^{すぎやま} 杉 山 ^{ひでき} 秀 樹	秋田淡水魚研究会代表
	10 . ^{はねだ} 羽 田 ^{もりお} 守 夫	秋田工業高等専門学校 環境都市工学科 教 授
座長	11 . ^{まつとみ} 松 富 ^{ひでお} 英 夫	秋田大学 工学資源学部 附属地域防災力研究センター長

敬称略、50音順

雄物川水系河川整備学識者懇談会の役割



事業評価について

公共事業評価の目的

公共事業における

- 効 率 性
- 実施過程の透明性



より一層の向上

国土交通省が政策評価によって目指すもの

・国土交通省では、政策評価システムを実践することにより、以下のような**4つの目的**の達成を目指しています。

国民本位で効率的な
質の高い行政を実現する

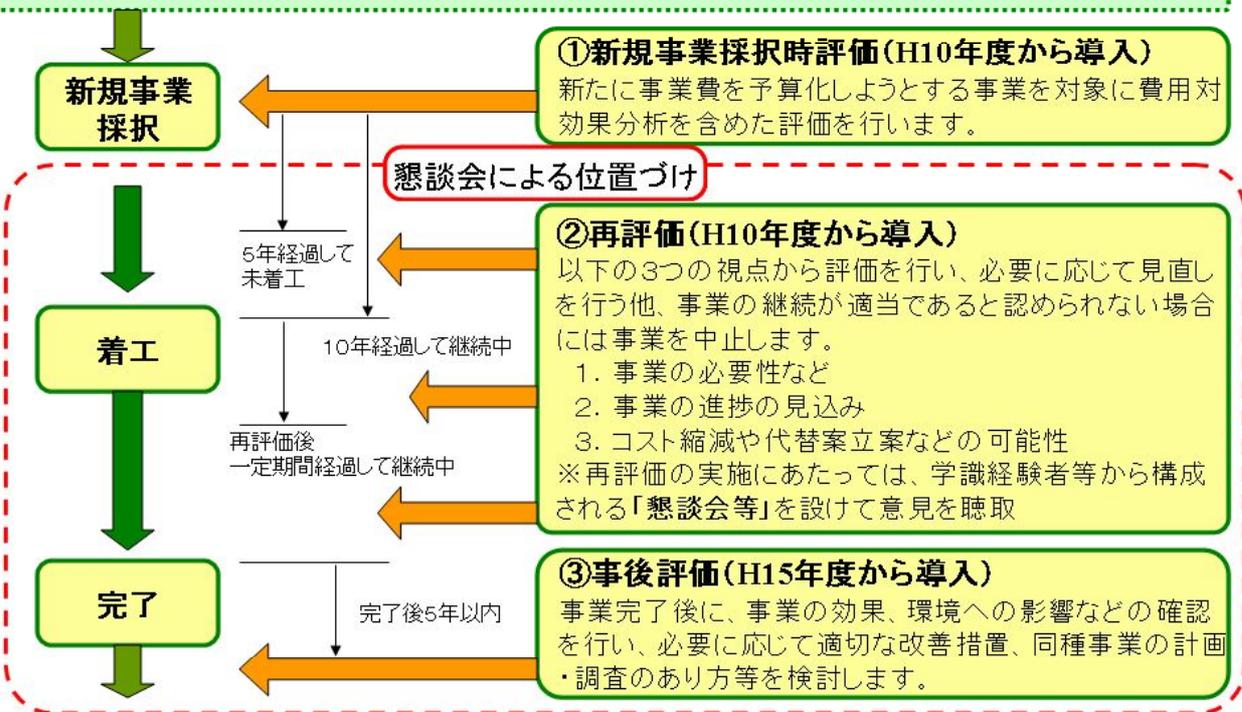
政策を重視する行政への
転換を図る

統合のメリットを活かした省全体の
戦略的な施策展開を推進する

国民に対する説明責任
(アカウンタビリティ)を果たす

公共事業評価の実施方法

評価の対象 維持・管理、災害復旧に係る事業等を除く、全ての国土交通省所管公共事業（道路、河川、海岸、港湾、空港、鉄道、下水道、土地区画整理、住宅市街地など）



国土交通省所管公共事業の再評価実施要領 抜粋

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行う(ほか、事業の継続が妥当と認められない場合には中止するものとする。

事業採択 : 事業費の予算化
一定期間 : 5年間
未着工の事業: 河川事業 用地買収手続き、工事とも未着手
ダム事業 同上

第4 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続

(4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置づけるものとする。また、公団等施行事業においても、

第6 事業監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領 抜粋

第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事後評価を実施する。事後評価は事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置を検討するとともに、事後評価の結果を同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し等に反映することを企図するものとする。

第3 事後評価を実施する事業

1 事後評価を実施する事業は、以下のとおりとする。

(1) 事業完了後一定期間が経過した事業

一定期間： 事業の特性を踏まえ5年以内

事業完了： 河川事業 原則として一連の整備効果を発現する区間の整備が完了した時点

ダム事業 原則として建設事業が完了した時点

第6 事業評価監視委員会

事後評価の事業主体の長は、事後評価に当たって、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」第6に定める事業評価監視委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

5 河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象とならないダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために、学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて、当該委員会において審議を行うものとする。